

令和2年度 市民後見人養成研修開催のお知らせ

市民後見人ってどんな人？

市民後見人は、認知症や障がい等で判断能力が十分ではない方を支援する人のことです。同じ地域の市民が後見人になることで、住み慣れた地域でのきめ細かな後見活動が可能となります。制度を必要とする人の立場になり、生活を支援するために何が最善かを考える市民後見人は、成年後見制度の新たな担い手です。

市民後見人の条件は？

- 年齢が25歳以上(令和2年12月31日現在)であること
- 上川中部1市8町に居住していること
- 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの専門職団体に後見人候補者として登録していないこと
- 説明会や全ての研修カリキュラムに参加できること
- 研修終了後、市民後見人として活動できること など

令和2年度市民後見人養成研修(予定)

- 基礎講義：10月～11月中旬頃(全5日)
 - 体験学習：11月中旬(1日)
 - レポート：受講前と受講終了時
- ※研修日程は7月上旬頃に正式決定します。



市民後見人養成研修説明会

日時 令和2年8月21日(金) 18:30～20:30
 ところ ときわ市民ホール 4階多目的ホール
 「市民後見人養成研修」を受講する方は、この説明会への参加が必須となります。
 事前にお電話等でお申込みください。

※研修や説明会の日程等は変更になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

市民後見人の主な仕事

財産管理

本人の資産や収支内容を的確に把握し、必要な支出等を計画的に行います。具体的には金融機関との取引、預貯金の管理、年金等の受け取り、施設や家賃・公共料金等の支払いなどです。

身上保護

定期的な訪問によって、本人が適切に生活できているかを把握し、必要に応じて医療・福祉サービス等の手続きを行います。

これらの活動は・・・

旭川成年後見支援センターや専門家の支援を受けて活動します。また同センターや家庭裁判所に本人の財産状況や活動内容について、定期的に報告します。



市民後見人受任者の声

私が受任したとき最初に頭をよぎったのは、ご本人はどのような方か、気難しい方であればよいなということでした。実際ご本人にお会いしてみると、信頼関係を築けるか不安な気持ちもありました。しかし、「馬には乗ってみよ人には添うてみよ」とはよく言ったもので、繰り返し顔を出して話していると、これまでの人生の軌跡や要望等を話して下さるようになり、徐々に私のことを信頼して頼りにしていただいていると実感し、今はとてもやりがいを感じています。

後見活動は決して簡単とはいえませんが、分からないことや困ったことに対する成年後見支援センターのバックアップは万全で、自分一人で活動しているわけではないことを常に感じられ安心して活動できます。今後はもう少し自立できるように精進したいと思います。

旭川市社会福祉協議会 旭川成年後見支援センター

お問合せは 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階 TEL 23-1003 / FAX 23-1118
 Eメール kouken@north.hokkai.net 開設時間 8:45～17:15 (月～金曜日)

MOVING LIFTER | ムービングリフター 消費税非課税

Lilac ライラック

車いす昇降リフト

女性にやさしい!!

他メーカー、他車種にも取付可能 (写真はHONDA N-VAN)

力作業の負担が少なく、使いやすい簡単操作

全国総合福祉車両協議会 ムービングリフターライラック特約店

0166-51-9911

旭川市末広東1条6丁目1-8 営業時間 8:30～17:30 定休日/年中無休

(株)丸金 金田自動車 小型事業部

職員募集

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

内容 施設における介護業務
 勤務地 グループホーム すずかけ (神楽岡10条5丁目1-28)

認知症サポーター等養成事業

内容 認知症サポーター養成講座運営等
 資格 介護福祉士、介護支援専門員等
 勤務地 旭川市社会福祉協議会神楽事務所 (神楽3条4丁目1-18)

(お問合せ)旭川市社会福祉協議会神楽事務所(担当:高橋 TEL60-1710)



社協 はじまりは あなたの笑顔から あさひかわ

このページは、赤い羽根共同募金の助成を受けています

共同募金運動期間 10月1日～12月31日

ご意見・ご質問を募集しています! 「旭川市社会福祉協議会」まで

社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会
 http://www.asahikawa-shakyo.or.jp

【5条事務所】〒070-0035 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階
 TEL 23-0742 / FAX 23-0746 Eメール chiiki@north.hokkai.net

【神楽事務所】〒070-8003 旭川市神楽3条4丁目1-18 TEL 60-1710 / FAX 60-1780

住民会員会費へのご協力をお願いします!

社会福祉協議会が取り組んでいるさまざまな事業は、市内に居住する皆様からの住民会員会費によって支えられています。皆様が福祉活動やボランティア活動などに直接参加できなくても、会費を納めることで、地域の福祉活動の支援につながる「住民相互による支えあい」の制度です。

地区社会福祉協議会が取り組む事業

◆地域支えあいのまちづくり推進事業

【ふれあいサロン事業】 地域の中で仲間づくりや世代間交流を行い、人と人をつなぐ交流の場として、地域住民が運営しているサロンです。

【安心見守り事業】 病気や障がいなどにより日常生活の中で不安を抱えている方などを、隣近所の住民同士で見守る活動です。

【啓発・養成・研修事業】 住民同士の交流や地域のつながりを築くことを目的に、研修会や学習会などを開催しています。

◆その他、地域の特性に合わせた事業に活用させていただいています

- 多世代交流のための活動
- 地域のお祭りなどの行事活動
- 敬老会事業 など

1000円は旭川市社会福祉協議会の活動に1000円は地区社会福祉協議会の活動に使われています。

一世帯年額1000円

旭川市社会福祉協議会が取り組む事業

◆広報紙「社協あさひかわ」の発行

◆「地域支えあいのまちづくりセミナー」等の各種研修会

◆ボランティアセンター事業 など

ボランティア活動について「活動したい人」と「必要としている人」をつなぎます。

- ボランティア養成研修の開催
- 福祉教育の推進(総合的な学習への支援)

この住民会員会費は、各地区社会福祉協議会にてお取りまとめしておりますが、納入につきましては、戸別または町内会費の一部からご協力いただいております。

図書カードをプレゼント!!

「社協あさひかわ」に関するご意見やご感想をお聞かせください。ご意見・ご感想をお寄せいただいた方の中から抽選で、4人の方に1,000円分の図書カードをプレゼントします。なお、当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

【応募方法】はがき・FAX・メールにて

【必要事項】①ご意見・ご感想 ②住所 ③氏名 ④年齢 ⑤電話番号

【応募締切】令和2年5月30日(出まで(当日消印有効))

【応募先】旭川市社会福祉協議会の5条事務所(上記参照)まで

※ご意見・ご感想で得た個人情報は、プレゼントの抽選及び発送以外に使用しません。